



euglena

第12期 定時株主総会招集ご通知

日時：平成28年12月20日(火)午前10時(受付開始:午前9時)

場所：東京都千代田区丸の内三丁目5番1号
東京国際フォーラム ホールB7

- 第1号議案 定款一部変更の件
- 第2号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)4名選任の件
- 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件
- 第4号議案 取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬額設定の件
- 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

※お土産等配布の予定はございません。



議決権行使のお願い

議決権は、株主の皆さまが当社の経営にご参加いただくための大切な権利です。
議決権の行使方法は、以下の方法がございます。

株主総会参考書類をご参照のうえ、ご行使いただきますようお願い申し上げます。

※議決権行使数が定足数に達しない場合、株主総会決議の実施ができない場合がございます。

株主総会に 当日ご出席いただける方

同封の議決権行使書用紙
をご持参いただき、会場受付
にご提出ください。

また、議事資料として本冊子
をご持参くださいますよう
お願いいたします。



株主総会開催日時

平成28年12月20日(火)
午前10時

株主総会に 当日ご出席いただけない方

同封の議決権行使書用紙
に各議案に対する賛否をご
記入いただき、以下のように
切り取ってご返送ください。



郵送



こちらを
切り取って
ご返送ください。

行使期限

平成28年12月19日(月)
午後6時到着

ご注意

行使期限後に到着する行使書が多数あります。
郵送の場合は、お早めにご投函ください。

株主の皆さまへ

株主の皆さまには、日頃からの温かいご支援に厚く御礼申し上げます。

第12期定株主総会招集ご通知をお届けいたします。なお、株主総会にご出席いただくことができない場合は、書面にて議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

2016年9月期は、連結売上高が111億円、親会社株主に帰属する当期純利益が6億7千万円となりました。ヘルスケア事業では、主力商品である「ユーグレナ・ファームの緑汁」、「飲むミドリムシ」、ユーグレナ化粧品「B.C.A.D.」シリーズの販売拡大とグループ会社との連携強化に注力するとともに、ユーグレナの更なる認知度向上に向けて地上波テレビの新CMの放映を開始しました。また、ユーグレナ入りサプリメントシリーズ「メディカプラス」、スキンケアブランド「one」、ヘアケアブランド「B.C.A.D. HAIR」を新たに立ち上げるなど、商品ラインアップも大幅に拡充いたしました。これらの取り組みの結果、グループ直販定期ご購入者数が2016年9月末で15万人を超えるなど、第12期を通じてユーグレナを活用した商品の定着が大幅に進展いたしました。エネルギー・環境事業におきましては、2020年までにバイオジェット・ディーゼル燃料の実用化を目指す「国産バイオ燃料計画」を発表いたしました。更に、三重県多気町に国内最大級の燃料用微細藻類培養プールを建設する「バイオ燃料用藻類生産実証プロジェクト」の実施も発表し、バイオ燃料の製造・供給に向けた取り組みが着実に進捗いたしました。

第13期は、新たな組織体制となり、ヘルスケア事業とエネルギー・環境事業の双方において更なる発展を目指してまいりますと考えております。「人と地球を健康にする」という経営理念のもと、グループ一丸となって、引き続き努力を継続してまいります所存です。株主の皆さまにおかれましては、今後ともご支援のほど何卒よろしくお願い申し上げます。



代表取締役社長 出雲 充

▶ 株式会社ユーグレナの出来事



2020年に向けた国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化計画「国産バイオ燃料計画」を発表



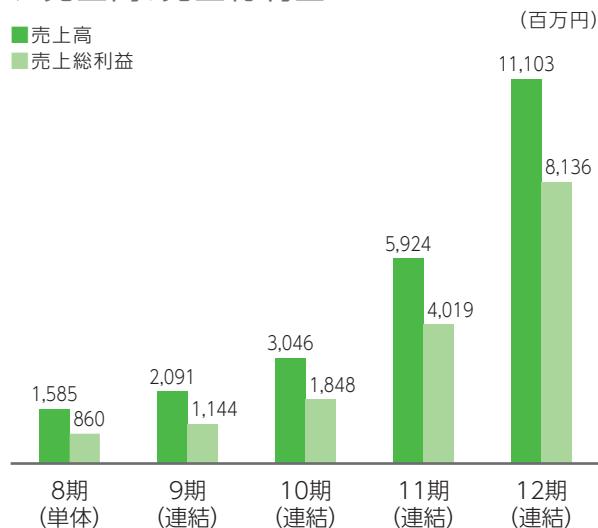
川島海荷さんを起用したテレビCMを放映開始



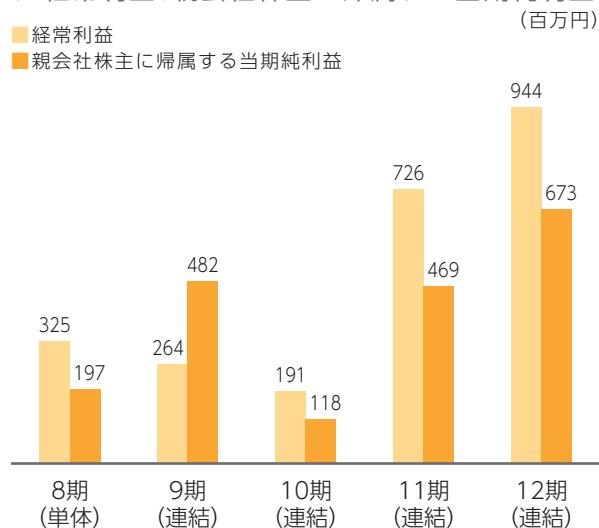
スキンケアの新ブランド「one(ワン)」より第一弾商品「one オールインワンクリーム」を発売

業績データ

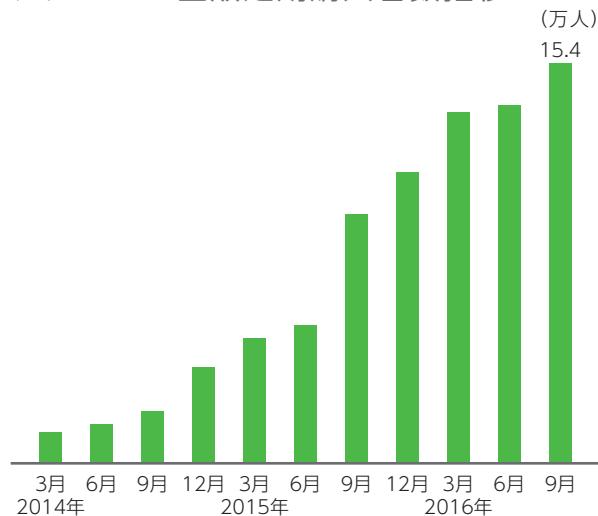
▶ 売上高、売上総利益



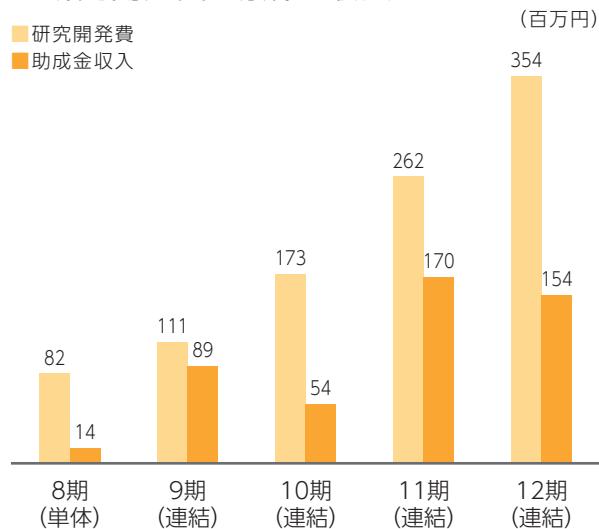
▶ 経常利益、親会社株主に帰属する当期純利益



▶ グループ直販定期購入者数推移



▶ 研究開発費、助成金収入



株主各位

証券コード 2931
平成28年12月5日

東京都港区芝五丁目33番1号

株式会社ユーグレナ
代表取締役社長 **出雲 充**

第12期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第12期定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成28年12月19日（月曜日）午後6時までには到着するようご返送くださいますようお願い申し上げます。

敬具

記

1 日 時	平成28年12月20日（火曜日）午前10時（受付開始：午前9時）
2 場 所	東京都千代田区丸の内三丁目5番1号 東京国際フォーラム ホールB7
3 目的事項	報告事項 1. 第12期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算 書類監査結果報告の件 2. 第12期（平成27年10月1日から平成28年9月30日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 定款一部変更の件 第2号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の 件 第3号議案 監査等委員である取締役3名選任の件 第4号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設 定の件 第5号議案 監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。
- 当社は、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、提供書面のうち次に掲げる事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.euglena.jp/>）に掲載しておりますので、本株主総会招集ご通知の提供書面には記載していません。
 - ・ 事業報告「新株予約権等の状況」
 - ・ 連結計算書類「連結株主資本等変動計算書」
 - ・ 連結計算書類「連結注記表」
 - ・ 計算書類「株主資本等変動計算書」
 - ・ 計算書類「個別注記表」したがって、本定時株主総会招集ご通知の提供書面は、会計監査人が会計監査報告を作成するに際して監査をした連結計算書類および計算書類の一部であり、監査役が監査報告を作成するに際して監査をした事業報告、連結計算書類及び計算書類の一部ではありません。
- なお、株主総会参考書類並びに事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト（<http://www.euglena.jp/>）に掲載させていただきます。

株主総会参考書類

第1号議案

定款一部変更の件

(1) 提案の理由

① 当社は、コーポレート・ガバナンスの一層の充実という観点から、監査等委員会設置会社に移行するため、監査等委員会及び監査等委員に関する規定の新設並びに監査役及び監査役会に関する規定の削除等を行います。

② 改正会社法により、責任限定契約の範囲が拡大されたことから、業務執行を行わない取締役につきましても責任限定契約の締結を可能にすることで、その期待される役割を十分に発揮できる環境を整えるために、現行定款第31条第2項の変更を行うものであります。当該変更については、各監査役の同意を得ております。

なお、本議案における定款変更については、本総会終結の時をもって効力が発生するものといたします。

(2) 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更箇所を示しております。)

現行定款	変更案
第1条～第18条 (条文省略)	第1条～第18条 (現行どおり)
(取締役の員数) 第19条 当社の取締役は、7名以内とする。 (新設)	(取締役の員数) 第19条 当社の取締役 (<u>監査等委員であるものを除く。</u>) は、7名以内とする。 2. 当社の <u>監査等委員である取締役</u> (以下、 <u>「監査等委員」という。</u>) は、5名以内とする。
(取締役の選任) 第20条 取締役は、株主総会の決議によって選任する。 2. (条文省略) 3. (条文省略)	(取締役の選任) 第20条 取締役は、 <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 株主総会の決議によって選任する。 2. (現行どおり) 3. (現行どおり)

現行定款	変更案
<p>第21条 (条文省略)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>2</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>(新設)</p> <p>2. <u>増員により、又は補欠として選任された取締役の任期は、他の在任取締役の任期の満了するときまでとする。</u></p>	<p>第21条 (現行どおり)</p> <p>(取締役の任期)</p> <p>第22条 取締役の任期は、選任後<u>1</u>年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. <u>前項の規定にかかわらず、監査等委員の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</u></p> <p>3. <u>補欠として選任された監査等委員の任期は、退任した監査等委員の任期の満了するときまでとする。</u></p>
<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、代表取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>	<p>(代表取締役及び役付取締役)</p> <p>第23条 代表取締役は、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から、取締役会の決議によって選定する。</p> <p>2. 代表取締役は会社を代表し、会社の業務を執行する。</p> <p>3. 取締役会は、その決議によって、<u>取締役(監査等委員を除く。)</u>の中から、代表取締役社長1名を選定し、また必要に応じ、専務取締役及び常務取締役各若干名を選定することができる。</p>
<p>第24条 (条文省略)</p>	<p>第24条 (現行どおり)</p>

現行定款	変更案
<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役及び各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(取締役会の招集通知)</p> <p>第25条 取締役会の招集通知は、各取締役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>第26条 (条文省略)</p>	<p>第26条 (現行どおり)</p>
<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。ただし、監査役が異議を述べたときはこの限りでない。</p>	<p>(取締役会の決議の省略)</p> <p>第27条 当社は取締役の全員が取締役会の決議事項について、書面又は電磁的記録により同意したときは、当該決議事項を可決する旨の取締役会の決議があったものとみなす。</p>
<p>(新設)</p>	<p>(業務執行の決定の取締役への委任)</p> <p>第28条 当社は、会社法第399条の13第6項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行(同条第5項各号に掲げる事項を除く。)の決定の全部又は一部を取締役に委任することができる。</p>
<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第28条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役及び監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(取締役会の議事録)</p> <p>第29条 取締役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は、議事録に記載又は記録し、出席した取締役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>

現行定款	変更案
第29条 (条文省略)	第30条 (現行どおり)
(取締役の報酬等) 第30条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	(取締役の報酬等) 第31条 取締役の報酬等は、株主総会の決議によって <u>監査等委員とそれ以外の取締役とを区別して</u> 定める。
(取締役の責任免除) 第31条 (条文省略) 2. 当社は、 <u>社外取締役との間で、当該社外取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u>	(取締役の責任免除) 第32条 (現行どおり) 2. 当社は、 <u>取締役(業務執行取締役等であるものを除く。)</u> との間で、当該取締役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。
第5章 監査役及び監査役会	第5章 監査等委員会
(監査役及び監査役会の設置) 第32条 当社は、 <u>監査役及び監査役会</u> を置く。	(監査等委員会の設置) 第33条 当社は、 <u>監査等委員会</u> を置く。
<u>(監査役の数)</u> 第33条 当社の監査役は、5名以内とする。	(削除)
<u>(監査役の選任)</u> 第34条 <u>監査役は、株主総会の決議によって選任する。</u> 2. <u>監査役の選任決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。</u>	(削除)

現行定款	変更案
<p>(監査役の任期)</p> <p>第35条 監査役の任期は、選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会終結のときまでとする。</p> <p>2. 補欠として選任された監査役の任期は、退任した監査役の任期の満了するときまでとする。</p>	(削除)
<p>(常勤監査役)</p> <p>第36条 監査役会は、監査役の中から常勤の監査役を選定する。</p>	(削除)
<p>(監査役会の招集通知)</p> <p>第37条 監査役会の招集通知は、各監査役に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>	<p>(監査等委員会の招集通知)</p> <p>第34条 監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対し、会日の3日前までに発する。ただし、緊急の場合には、この期間を短縮することができる。</p>
<p>(監査役会の決議の方法)</p> <p>第38条 監査役会の決議は、法令に別段の定めがある場合を除き、監査役の過半数をもって行う。</p>	<p>(監査等委員会の決議の方法)</p> <p>第35条 監査等委員会の決議は、監査等委員の過半数が出席し、その過半数をもって行う。</p>
<p>(監査役会の議事録)</p> <p>第39条 監査役会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査役がこれに記名押印又は電子署名する。</p>	<p>(監査等委員会の議事録)</p> <p>第36条 監査等委員会における議事の経過の要領及びその結果並びにその他法令に定める事項は議事録に記載又は記録し、出席した監査等委員がこれに記名押印又は電子署名する。</p>
<p>(監査役会規程)</p> <p>第40条 監査役会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査役会において定める監査役会規程による。</p>	<p>(監査等委員会規程)</p> <p>第37条 監査等委員会に関する事項は、法令又は定款に定めるもののほか、監査等委員会において定める監査等委員会規程による。</p>

現行定款	変更案
<p>(監査役の報酬等) <u>第41条 監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。</u></p>	(削除)
<p>(監査役の責任免除) <u>第42条 当社は、監査役（監査役であった者を含む。）の会社法423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がない場合は、取締役会の決議によって、法令の定める限度額の範囲内で、責任を免除することができる。</u> <u>2. 当社は、社外監査役との間で、当該社外監査役の会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する契約を締結することができる。</u></p>	(削除)
<p>第43条～第45条（条文省略）</p>	<p>第38条～第40条（現行どおり）</p>
<p>(会計監査人の報酬等) <u>第46条 会計監査人の報酬は、代表取締役社長が監査役会の同意を得て定める。</u></p>	<p>(会計監査人の報酬等) <u>第41条 会計監査人の報酬は、代表取締役社長が監査等委員会の同意を得て定める。</u></p>
<p>第47条～第50条（条文省略）</p>	<p>第42条～第45条（現行どおり）</p>

現行定款	変更案
(新設)	<p data-bbox="749 278 802 303"><u>附則</u></p> <p data-bbox="765 314 1180 340"><u>(監査役の責任免除に関する経過措置)</u></p> <ol data-bbox="833 353 1348 737" style="list-style-type: none"><li data-bbox="833 353 1348 526">1. <u>当社は、第12期定時株主総会終結前の行為に関する会社法第423条第1項所定の監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。</u><li data-bbox="833 535 1348 737">2. <u>第12期定時株主総会終結前の社外監査役（社外監査役であった者を含む。）の行為に関する会社法第423条第1項の賠償責任を限定する契約については、なお同定時株主総会の決議による変更前の定款第42条第2項の定めるところによる。</u>

第2号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行し、取締役全員（6名）は、定款変更の効力発生の時をもって任期満了により退任となります。

つきましては、取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名の選任をお願いいたしたいと存じます。本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものいたします。

取締役（監査等委員である取締役を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	 <p>いずも みつる 出雲 充 (昭和55年1月17日生)</p>	<p>平成14年 4月 株式会社東京三菱銀行（現株式会社三菱東京UFJ銀行） 入行 平成17年 8月 当社 代表取締役社長就任 グループ経営全般担当（現任）</p>	13,359,300株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、当社の創業者として、企業理念を創設しこれまでの業績の成長を牽引し、経営の重要事項の決定及び業務執行の監督に十分な役割を果たしてまいりました。その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	 <p>すずき けんご 鈴木 健吾 (昭和54年11月19日生)</p>	<p>平成17年 8月 当社 取締役就任 平成22年10月 当社 取締役研究開発部長（現任）</p>	922,500株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、研究開発部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしております。その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	 <p>ふくもと たくゆき 福本 拓元 (昭和50年11月1日生)</p>	<p>平成11年 3月 株式会社ハイクロレラ (現株式会社エポラ) 取締役就任 平成16年 9月 同社 専務取締役就任 平成17年 8月 当社 取締役就任 平成22年10月 当社 取締役マーケティング部長 (現任) 平成27年 4月 上海悠緑那生物科技有限公司董事長就任 (現任)</p>	520,800株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、営業部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしております。その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
4	 <p>ながた あきひこ 永田 暁彦 (昭和57年12月6日生)</p>	<p>平成19年 4月 株式会社インスパイア入社 平成20年12月 当社 取締役就任 平成22年10月 当社 取締役事業戦略部長 平成23年 1月 当社 取締役経営戦略部長 (現任) 平成27年 1月 株式会社ユーグレナインベストメント代表取締役社長就任 (現任)</p>	0株
<p>取締役候補者とした理由</p> <p>同氏は、経営戦略及び管理部門全般における豊富な実績・見識と、当社取締役としての経営経験を有し、現在も経営陣として重要な役割を果たしております。その経験と見識を引き続き当社グループの経営に活かすため、取締役として選任をお願いするものであります。</p>			

(注)各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。

第3号議案**監査等委員である取締役3名選任の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が原案どおり承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員である取締役3名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査役会の同意を得ております。

本議案は、第1号議案「定款一部変更の件」が効力発生することを条件として、効力を生じるものといたします。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
1	 おおき よしお 多喜 良夫 (昭和43年3月25日生)	平成 2 年 4 月 大和証券株式会社入社 平成11年 4 月 大和証券エスピー・キャピタル・マーケットズ株式会社 (現大和証券株式会社) 入社 平成18年10月 株式会社オキシジェニクス入社 総務人事部長 平成19年 3 月 同社 取締役管理部長CFO就任 平成20年 7 月 アイディ株式会社入社 CFO管理部長 平成22年 3 月 当社 取締役就任 平成22年10月 当社 取締役経営管理部長 平成23年 1 月 当社 取締役上場準備・内部監査担当 平成23年 7 月 当社 取締役総務人事部長 平成25年 6 月 八重山殖産株式会社 監査役就任 (現任) 平成25年12月 当社 監査役就任 (現任)	0株
監査等委員である取締役候補者とした理由 同氏は、当社の取締役としての経営経験と、当社の監査役としての監査経験を通じて、当社グループの事業に関する知識・知見を有していることから、その経験・知識等を当社グループの経営及び監査・監督に活かすため、監査等委員である取締役として選任をお願いするものであります。			

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
2	 <p>きむら ただあき 木村 忠昭 (昭和55年11月5日生)</p>	平成16年 4月 監査法人トーマツ (現有限責任監査法人トーマツ) 入所 平成20年 1月 株式会社アドライト 代表取締役社長就任 (現任) 平成20年 5月 公認会計士登録 平成23年12月 当社 監査役就任 平成24年 8月 株式会社じげん 監査役就任 (現任) 平成25年12月 当社 取締役就任 (現任) 平成26年 8月 株式会社クラウドワークス 監査役就任 平成27年12月 株式会社クラウドワークス 取締役就任 (現任)	0株
		監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者とした理由 同氏は、公認会計士として、また会社経営者として豊富な経験を積んでおり、その経歴を通じて培われた経営・財務に関する経験・知識等を当社グループの経営及び監査・監督に活かすため、監査等委員である取締役 (社外取締役) として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は3年となります。	

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位、担当 (重要な兼職の状況)	所有する当社株式の数
3	 <p>しみず まこと 清水 誠 (昭和55年12月27日生)</p>	平成16年10月 弁護士登録 平成16年10月 西村とぎわ法律事務所 (現西村あさひ法律事務所) 入所 平成27年12月 当社 取締役就任 (現任)	0株
		監査等委員である取締役 (社外取締役) 候補者とした理由 同氏は、社外取締役になること以外の方法で経営に関与したことはありませんが、弁護士として豊富な経験と専門知識を有しており、その経験を主にコンプライアンスの観点から当社グループの経営及び監査・監督に活かすため、監査等委員である取締役 (社外取締役) として選任をお願いするものであります。なお、同氏は、現在当社の社外取締役であり、社外取締役としての在任期間は1年となります。	

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
2. 木村忠昭氏及び清水誠氏は、社外取締役候補者であります。
3. 当社は、木村忠昭氏及び清水誠氏との間で、会社法第423条第1項の責任につき、善意でかつ重大な過失がないときは、法令が定める金額を限度として責任を負担する責任限定契約を締結しております。両氏の選任が承認された場合は、両氏との間で当該契約を継続する予定であります。
- また、多喜良夫氏の選任が承認された場合は、同氏との間で同様の契約を締結する予定であります。
4. 当社は、木村忠昭氏及び清水誠氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ております。

第4号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬額設定の件

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

当社の取締役の報酬額は、平成23年12月22日開催の第9期定時株主総会において、年額1億円以内と決議いただき今日に至っておりますが、監査等委員会設置会社への移行に伴い、これを廃止したうえで新たに取締役（監査等委員である取締役を除く。）の取締役の報酬額を定めることとし、その報酬額を、昨今の経済情勢等諸般の事情も考慮して、年額2億円以内とさせていただきたいと存じます。

現在の取締役は6名（うち社外取締役2名）であり、本議案に係る取締役（監査等委員である取締役を除く。）の員数は、第1号議案及び第2号議案が原案どおり承認可決されますと、4名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものいたします。

第5号議案**監査等委員である取締役の報酬額設定の件**

当社は、第1号議案「定款一部変更の件」が承認可決されますと、監査等委員会設置会社に移行いたします。

つきましては、監査等委員の職務と責任を考慮して、監査等委員である取締役の報酬額を年額1億円以内とさせていただきますと存じます。

本議案に係る監査等委員である取締役の員数は、第1号議案及び第3号議案が原案どおり承認可決されますと、3名となります。

なお、本議案は、第1号議案に係る定款変更の効力が発生することを条件として発生するものといたします。

以 上

事業報告

(平成27年10月1日から平成28年9月30日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

① 事業の経過及び成果

当連結会計年度（平成27年10月1日～平成28年9月30日）におけるわが国の経済は、企業業績の改善、雇用情勢の改善がみられ景気は緩やかな回復基調で推移しておりますが、中国をはじめとする新興国の減速懸念と欧州の政治的混乱等もあり、依然として先行きが不透明な状況です。

当社グループの主力事業であるヘルスケア業界は、高齢社会の進展とともに、中高年齢層を中心とした健康維持・増進、美容・アンチエイジング、エイジングケアへの高い意識を背景に、特に通信販売を中心に市場規模を拡大しております。一方、参入企業の増加や低価格化により企業間の競争は厳しさを増しております。

このような事業環境のもと、当社グループでは、ヘルスケア製品の販売を積極的に推進するとともに、「ユーグレナ」を利用したバイオ燃料の開発、「ユーグレナ」の食品としての新機能的な解明、低コスト化へ向けた「ユーグレナ」自体の改良技術に関する研究開発を行っております。

当連結会計年度は、自社製品及びOEM製品の販売がそれぞれ順調に伸長し、売上高11,103,230千円（前期比87.4%増）となり、物流及び広告宣伝等の販売コストの効率化に努めながら、特に第4四半期において顧客獲得のための積極的な広告宣伝活動を実施した結果、営業利益は693,955千円（同45.7%増）、経常利益は944,506千円（同30.0%増）となり、親会社株主に帰属する当期純利益は673,344千円（同43.4%増）となりました。

なお、当連結会計年度の各四半期の業績推移は以下のとおりです。

	当第1四半期 連結会計期間	当第2四半期 連結会計期間	当第3四半期 連結会計期間	当第4四半期 連結会計期間
売上高（千円）	2,339,780	2,890,227	2,951,940	2,921,281
営業利益（千円）	30,904	423,381	351,565	△111,896
経常利益（千円）	75,309	467,918	476,448	△75,169

セグメント別の状況については、以下のとおりです。

(ヘルスケア事業)

ヘルスケア事業の食品分野においては、前連結会計年度から継続して、高利益率の自社製品販売の強化を主目的とし、広告宣伝活動及び自社製品の販売体制の強化に努めております。また、大手食品メーカーと商品開発を実施し、コンビニエンスストア及び大手食品スーパーへの商品提供を行うことで「ユーグレナ」という食品素材をより身近なものとし、知名度を向上させる活動を継続しております。

ヘルスケア事業の化粧品分野においては、新たに男性用化粧品「B.C.A.D. HOMME」とスキンケアの新ブランド「ONE」を発売するなど、自社の化粧品ブランドの販売拡大に努めております。

ヘルスケア事業の海外展開においては中国上海市の上海悠緑那生物科技有限公司において、中国市場における「ユーグレナ」食品市場の創設に向けて主にOEM供給を中心に取引先の拡大に努めました。

ヘルスケア事業の研究開発においては、内閣府の「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」における研究開発課題「未利用藻類の高度利用を基盤とする培養型次世代水産業の創出に向けた研究開発」の研究開発活動に取り組んでおります。

当連結会計年度においては、主要OEM取引先であった株式会社ユーグレナ・アート及び株式会社エポラを連結子会社化したことによる効果と、個人顧客が堅調に増加したことにより、売上高11,093,400千円（前期比87.8%増）となりました。また、グループ全体で物流及び広告宣伝等の販売コストの効率化に努め、セグメント利益は1,577,201千円（同40.5%増）となりました。

(エネルギー・環境事業)

エネルギー・環境事業においては、バイオジェット燃料開発を中心に研究開発活動を継続しており、内閣府の「革新的研究開発推進プログラム（ImPACT）」における研究開発プログラム「セレンディピティの計画的創出による新価値創造」、国土交通省の「下水道革新的技術実証事業（B-DASHプロジェクト）」の委託事業に係る研究開発を行っております。

また、経済産業省資源エネルギー庁「平成28年度微細藻類燃料生産実証事業費補助金」を活用し、国内最大規模の燃料用微細藻類培養プールを三重県多気郡多気町に建設し、燃料用微細藻類の大規模、低コスト生産技術の確立を目指すプロジェクトを開始しております。

当連結会計年度は、売上高9,830千円（前期比39.3%減）を計上しておりますが、主にバイオジェット燃料開発を目的とした研究開発活動により、セグメント損失は200,138千円（前期はセグメント損失114,556千円）となりました。

なお、当期の期末配当につきましては、業績及び財務体質の強化などを総合的に勘案し、株主の皆さまには誠に申し訳ございませんが、無配とさせていただきたいと存じます。

(注)本事業報告に記載しております単位未満数字は切り捨ててにより表示しております。

② 設備投資の状況

当連結会計年度の設備投資の総額は1,110,736千円であり、その主なものは、バイオ燃料製造設備の設計等の支出、研究開発設備の購入、八重山殖産株式会社の生産設備の増強によるものであります。

③ 資金調達の状況

該当事項はありません。

④ 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(2) 財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

区分		第9期 (平成25年9月期)	第10期 (平成26年9月期)	第11期 (平成27年9月期)	第12期 (当連結会計年度) (平成28年9月期)
売上高	(千円)	2,091,978	3,046,348	5,924,356	11,103,230
経常利益	(千円)	264,666	191,481	726,382	944,506
親会社株主に帰属する当期 純利益	(千円)	482,540	118,177	469,639	673,344
1株当たり当期純利益	(円)	7.41	1.56	5.85	8.18
総資産	(千円)	3,285,646	11,280,282	14,523,390	15,526,005
純資産	(千円)	2,568,563	10,445,298	12,701,399	13,422,729
1株当たり純資産額	(円)	37.36	133.79	154.58	162.35

② 当社の財産及び損益の状況

区分		第9期 (平成25年9月期)	第10期 (平成26年9月期)	第11期 (平成27年9月期)	第12期 (当事業年度) (平成28年9月期)
売上高	(千円)	1,850,116	2,642,302	5,596,890	8,512,742
経常利益	(千円)	248,334	99,748	678,389	536,243
当期純利益	(千円)	152,477	68,085	441,475	370,569
1株当たり当期純利益	(円)	2.34	0.90	5.50	4.50
総資産	(千円)	2,483,674	10,655,304	13,229,451	13,928,441
純資産	(千円)	2,238,500	10,065,142	12,431,053	12,713,247
1株当たり純資産額	(円)	32.56	128.91	151.43	153.93

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金 (千円)	当社の議決権比率 (%)	主要な事業内容
八重山殖産株式会社	9,000	100.00	ユーグレナ及びクロレラ等の藻類の生産・加工・販売
株式会社植物ハイテック研究所	30,000	100.00	バイオテクノロジー技術による新品種植物の研究開発、育種・販売及び輸出等
株式会社ユーグレナインベストメント	25,000	100.00	研究開発型ベンチャー企業への投資等
Grameen euglena	71,641	50.00	バングラデシュにおける緑豆の生産、販売、輸出等
上海悠緑那生物科技有限公司	120,660	70.00	中国におけるユーグレナ、クロレラ等の機能性食品等の販売
株式会社ユーグレナ・アート	10,000	100.00	ユーグレナ機能性食品等の卸売
株式会社エポラ	10,000	100.00	ユーグレナ、クロレラ等の機能性食品等の販売
ユーグレナ竹富エビ養殖株式会社	84,500	100.00	クルマエビの養殖販売

(4) 対処すべき課題

当社グループは「人と地球を健康にする」という経営理念のもと、「バイオテクノロジーで、昨日の不可能を今日可能にする」という企業ビジョンを掲げ、多様なニーズに対する新たな価値の提供を通じて、グローバルな成長を図ってまいります。現状の市場環境において、当社グループとして認識している対処すべき課題については以下のように考えております。

(ヘルスケア事業)

① 製品の品質と安全性の確保、生産体制の強化について

当社グループは、食品供給者として、製品の品質と安全性を確保するため、食品品質管理規程に基づき、品質管理体制の強化に努めております。具体的には、外部委託先への新規取引開始時の審査、定期的な視察を行うことにより製品の品質と安全性の確保に努めております。また、当社ユーグレナ粉末についてはすべての製造ロットの品質検査を行うことにより品質と安全性の確保に努めております。

また、原料の安定供給を維持するため、一定量の在庫を確保するとともに、生産体制の強化及び生産効率の向上のため継続的な設備投資を実施してまいります。

② ヘルスケア事業（食品）の中長期的成長の実現について

当社グループは、主にヘルスケア事業（食品）のOEM製品販売の拡大により収益を拡大してまいりましたが、自社製品の直接販売の拡大が今後の当社の中長期的成長の実現の課題であると認識しております。

当社グループとしましては、自社ブランドの知名度の向上のための広告宣伝活動及び自社製品の販売体制を強化するとともに、新製品を投入することにより直接販売拡大に取り組んでおります。

また、既存原料のもつ機能性の解明を継続して行うこと、東アジアを中心とした海外市場を開拓すること、付加価値のより高い新製品、新素材を継続的に開発すること等により、新たな顧客基盤・市場の獲得を目指し、ヘルスケア事業（食品）の中長期的成長の実現を図ってまいります。

(エネルギー・環境事業)

① バイオ燃料の研究開発について

当社は、バイオ燃料の研究開発において、より燃料の生産に適したユーグレナの品種改良、高密度培養、培養コスト削減、脂質を燃料へと精製する技術開発等の課題に各方面の有力な研究機関や事業会社とパートナーシップを締結し取り組んでまいります。

平成28年には品種改良において、脂質を高効率で含有するユーグレナの開発に一定の成果が出て、対外的な発表を行いました。同内容の研究を継続しております。また、同年より中部プラントサービスが保有する木質バイオマス発電所の隣接地にバイオ燃料向け微細藻類の研究、培養を行う設備を建設し、木質バイオマス発電所より排出される排ガス、排水や排熱などを微細藻類の培養に必要な二酸化炭素源やエネルギーとして用いて、バイオ燃料向け微細藻類生産の低コスト化に取り組んでおります。

② ユーグレナの飼料としての利用可能性（残渣の利用を含む。）

微細藻類から油脂を抽出した後に残る残渣は産業利用しなければ廃棄物となるため、残渣が産業利用できるかどうかは重要な課題です。当社では、当社ユーグレナが食品用途にも利用されていることから、JAとのパートナーシップを締結し、さらに発展させる形で当社ユーグレナの飼料としての利用可能性及び油脂を抽出後の残渣の飼料としての利用可能性を研究しております。

ユーグレナの飼料利用に関する論文はすでに多く発表されており、当社の大量培養技術を活用することで飼料利用としての実現性が高まると考え、その実現に取り組んでまいります。

これらのプロジェクトにより、バイオ燃料向け微細藻類の生産技術を確立するとともに、大気中に放出される予定の二酸化炭素を活用して培養された微細藻類の飼料・肥料としての利用可能性を研究し、その実現に取り組んでまいります。

(5) 主要な事業内容 (平成28年9月30日現在)

事業区分	事業内容
ヘルスケア事業	機能的食品、化粧品のOEM供給、自社製品の企画・販売
エネルギー・環境事業	バイオ燃料に関する研究開発、二酸化炭素固定化や環境浄化に関する研究開発

(6) 主要な営業所及び工場 (平成28年9月30日現在)

① 当社の主な事業所

本社オフィス	東京都港区
中央研究所	神奈川県横浜市鶴見区
生産技術研究所	沖縄県石垣市

② 当社グループの主な事業所

八重山殖産株式会社	沖縄県石垣市
株式会社植物ハイテック研究所	奈良県生駒市
株式会社ユーグレナインベストメント	東京都港区
Grameen euglena	バングラデシュ人民共和国ダッカ市
上海悠緑那生物科技有限公司	中華人民共和国上海市
株式会社ユーグレナ・アート	福岡県福岡市
株式会社エポラ	愛媛県松山市
ユーグレナ竹富エビ養殖株式会社	沖縄県八重山郡

(7) 使用人の状況 (平成28年9月30日現在)

① 企業集団の使用人の状況

事業区分	使用人数 (名)	前連結会計年度末比増減
ヘルスケア事業	171 (33)	45 (13)
エネルギー・環境事業	17 (4)	1 (0)
全社 (共通)	23 (4)	3 (0)
合計	211 (41)	49 (13)

(注)1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及びアルバイトスタッフは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前連結会計年度末と比べて49名増加したのは、事業規模拡大に伴う人員の補強によるものであります。

② 当社の使用人の状況

使用人数 (名)	平均年齢	平均勤続年数	平均年間給与 (円)
107 (23)	35歳0ヵ月	2年8ヵ月	5,574,588

事業区分	使用人数 (名)	前事業年度末比増減
ヘルスケア事業	67 (15)	24 (5)
エネルギー・環境事業	17 (4)	1 (0)
全社 (共通)	23 (4)	3 (0)
合計	107 (23)	28 (5)

(注)1. 使用人数は就業員数であり、契約社員及びアルバイトスタッフは()内に年間の平均人員を外数で記載しております。
2. 使用人数が前事業年度末と比べて28名増加したのは、事業規模拡大に伴う人員の補強によるものであります。

(8) 主要な借入先の状況 (平成28年9月30日現在)

① 当社の主要な借入先の状況

該当事項はありません。

② 当社グループの主要な借入先の状況

借入金の金額に重要性がないため、記載を省略しております。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

該当事項はありません。

2 株式の状況 (平成28年9月30日現在)

(1) 発行可能株式総数 150,000,000株

(2) 発行済株式の総数 82,627,216株

(注) ストックオプションの行使により、発行済株式の総数は584,000株増加しております。

(3) 株主数 87,308名

(4) 大株主 (上位10名)

株主名	持株数 (株)	持株比率 (%)
出雲 充	13,359,300	16.20
株式会社インスパイア	1,887,000	2.29
JXエネルギー株式会社	1,500,000	1.82
東京センチュリーリース株式会社	1,500,000	1.82
鈴木 健吾	922,500	1.12
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口)	899,000	1.09
株式会社電通	788,400	0.96
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口6)	772,800	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口1)	772,300	0.94
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社 (信託口2)	768,000	0.93

(注) 持株比率は自己株式 (137,901株) を控除して計算しております。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役及び監査役の状況 (平成28年9月30日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役社長	出雲 充	グループ経営全般担当
取締役	鈴木 健吾	研究開発部管掌
取締役	福本 拓元	マーケティング部管掌 上海悠緑那生物科技有限公司董事長
取締役	永田 暁彦	経営戦略部、管理部管掌、情報開示担当 株式会社ユーグレナインベストメント代表取締役社長
取締役	木村 忠昭	株式会社アドライト代表取締役 株式会社じげん社外監査役 株式会社クラウドワークス社外取締役
取締役	清水 誠	
常勤監査役	多喜 良夫	八重山殖産株式会社監査役
監査役	玉置 雄三	
監査役	山内 政幸	光ビジネスフォーム株式会社監査役

- (注) 1. 取締役木村忠昭氏及び取締役清水誠氏は、社外取締役であります。
 2. 監査役玉置雄三氏及び監査役山内政幸氏は、社外監査役であります。
 3. 当社は、木村忠昭氏、清水誠氏、玉置雄三氏及び山内政幸氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、当該取引所に届け出ております。

(2) 事業年度中に退任した取締役及び監査役

該当事項はありません。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

区分	員数	報酬等の額
取締役 (うち社外取締役)	6名 (2)	40,730千円 (4,400)
監査役 (うち社外監査役)	3名 (2)	10,500千円 (3,300)
合計 (うち社外役員)	9名 (4)	51,230千円 (7,700)

- (注) 取締役の報酬限度額は、平成23年12月22日開催の定時株主総会決議において年額100,000千円以内と決議いただいております。また、監査役の報酬限度額は、同株主総会決議において30,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

取締役木村忠昭氏は、株式会社アドライトの代表取締役、株式会社じげんの社外監査役、株式会社クラウドワークスの社外取締役ですが、当社と株式会社アドライト、株式会社じげん及び株式会社クラウドワークスとの間に特別の関係はありません。

監査役山内政幸氏は、光ビジネスフォーム株式会社の監査役ですが、当社と光ビジネスフォーム株式会社との間に特別の関係はありません。

② 各社外役員の主な活動状況

	出席状況及び発言状況
取締役 木村忠昭	当事業年度に開催された取締役会全18回全てに出席し、公認会計士としての専門的な見地から、主に財務報告に係る議案の審議に必要な発言を行っております。
取締役 清水誠	平成27年12月18日就任以降、当事業年度に開催された取締役会15回全てに出席し、弁護士としての専門的な見地から、主に法務、コンプライアンスに係る議案の審議に必要な発言を行っております。
監査役 玉置雄三	当事業年度に開催された取締役会全18回全てに出席し、他社での豊富な企業経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会全12回全てに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。
監査役 山内政幸	当事業年度に開催された取締役会全18回全てに出席し、他社での豊富な企業経験と高い見識から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための発言を行っております。また、当事業年度開催の監査役会全12回全てに出席し、監査に関する重要事項の協議等を行っております。

③ 責任限定契約に関する事項

会社法第427条第1項の規定に基づき、当社は各社外取締役及び各社外監査役との間で同法第423条第1項に定める責任について、同法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

4 会計監査人の状況

(1) 名称 有限責任監査法人トーマツ

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	30,000千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	31,610千円

(注)1. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、従前の事業年度における職務執行状況や報酬見積りの算定根拠等を検討して、会計監査人の報酬等の額に同意しております。

(3) 非監査業務の内容

当社は、有限責任監査法人トーマツに対して、JSOXに係る助言・指導業務についての対価を支払っております。

(4) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

当社は、会計監査人が会社法第340条第1項に定められている解任事由に該当すると認められた場合、監督官庁から監査業務停止処分を受ける場合など、当社の監査業務に重大な支障を来す事態が生じた場合、もしくは当社監査役会が規定する「会計監査人の選任・再任・解任・不再任及び評価基準」に基づき解任又は不再任が適切であると判断された場合等には、監査役会の決議に基づいて、会計監査人の解任又は不再任を目的とする議案を株主総会に提出いたします。

(5) 責任限定契約の内容の概要

当社は、有限責任監査法人トーマツとの間で責任限定契約を締結しておりません。

5 業務の適正を確保するための体制及び当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要

取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保する体制その他会社の業務の適正を確保するための体制についての決定内容の概要は以下のとおりであります。

① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 「人と地球を健康にする」という経営理念を共通の志として、当社の取締役は、コンプライアンス重視の経営の実践のため、法令、社内規程、社会規範等を遵守し、職務の執行を行う。
- (ii) 当社の取締役は、会計基準その他関連する諸法令を遵守し、適正な財務諸表を作成し財務報告の信頼性を高める。
- (iii) 当社の監査役会は、内部監査担当・会計監査人と連携・協力のうえ、取締役が内部統制システムを適切に構築し、運営しているかを監視し検証する。

② 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

当社の取締役は、職務の執行に係る情報を社内規程等に従い、適切に保存管理する。当社の取締役及び監査役は、必要に応じ、これらの情報を閲覧できる。

③ 当社の損失の危険の管理に関する規程及びその他の体制

当社の取締役会は、リスク管理を体系的に規定する危機管理規程に基づきリスク管理体制の構築・運用を行う。

④ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

取締役会を月1回定期的に開催するほか、必要に応じ臨時に開催し、機動的な意思決定を行う。取締役会は社内規程等に基づき、取締役の職務の遂行が効率的に行われる体制を構築する。

⑤ 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

- (i) 当社の使用人は、取締役会で定められた組織・職務分掌等に基づき職務の執行を行う。
- (ii) 当社の内部監査担当者は、当社の監査役・会計監査人と連携・協力のうえ、内部統制システムの整備・運用状況を監視し、検証する。

⑥ 当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

(i) 子会社の取締役等の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制及び子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制

関係会社管理規程に基づき、子会社ごとに担当取締役を任命し、当該担当取締役は子会社の業務及び取締役等の職務の執行の状況について、当社の取締役会に報告を行う。

(ii) 子会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制及び子会社の取締役等の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社の監査役及び内部監査担当者は、監査役会規程及び内部監査規程に基づき、当社及び子会社の監査を行い、グループ全体としての業務の適正を図る。

(iii) その他企業集団の業務の適正を確保するための体制

当社及び子会社は、法令、定款・諸規程、社会規範等の遵守、企業倫理の実践に努め、関係する諸規程を整備する。また、当社及び子会社は、財務報告の信頼性を確保するよう体制を構築し、関係する諸規程を整備するとともに、関係会社管理部門及び内部監査担当者がその運用状況について定期的に評価を行って問題点を発見し、改善する仕組みを構築する。

⑦ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に対する体制

監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合には、当該使用人の任命を行う。

⑧ 前項の使用人の当社の取締役からの独立性に関する事項及びその使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

監査役がその職務を補佐すべき使用人の任命及び人事考課については、監査役会の同意を必要とする。

⑨ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制

(i) 当社の取締役は、取締役会等の重要な会議において定期的にその管掌する職務執行の状況を報告する。

(ii) 当社の使用人は、当社に重大な影響を与える事実が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに当社の監査役に報告を行う。

(iii) 当社の監査役は、必要に応じて当社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができる。

⑩ 子会社の役員及び使用人が監査役に報告をするための体制

- (i) 子会社の取締役、監査役及び使用人は、当社の取締役及び使用人と同様に、各社に重大な影響を与える事実が発生した場合、又は発生するおそれがある場合は、速やかに当社の監査役に報告を行う。
- (ii) 当社の監査役は、必要に応じて子会社の取締役及び使用人に対し、業務執行内容の報告を求めることができ、また、子会社の監査役に対し、監査の状況の報告を求めることができる。

⑪ 第9項及び第10項の報告をした者が当該報告したことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

当社及び子会社は、前項の報告を理由とした報告者に対する不利益な扱いを禁止する。

⑫ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社の監査役の職務の執行にかかる諸費用については、当該職務の執行に必要でないと認められる場合を除き、当社が負担する。その他当社の監査役の職務の執行のため、年間の監査計画に基づく予算を確保する。

⑬ その他当社の監査役が実効的に行われることを確保するための体制

代表取締役社長は、監査役との相互認識と信頼関係を深めるように努め、監査役監査の環境整備に必要な措置をとる。なお、代表取締役社長と監査役との定期的会合を実施する。

⑭ 反社会的勢力を排除するための体制

社会の秩序や企業の健全な活動に脅威を与える反社会的勢力とは、組織全体として毅然とした態度で対応し、一切の関係を持たない体制を整備する。

(2) 業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要

業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要は以下のとおりであります。

① コンプライアンスに関する事項

当社は、「人と地球を健康にする」という企業理念を掲げ、世界の栄養問題やエネルギー問題の解決を経営課題として取り組んでおり、これらの問題に取り組む企業として、行動規範「euglism」において、地球環境に配慮した事業活動と働く人間が健康的であることを掲げて、全役職員がその実践に努めております。

コンプライアンスへの意識を高める取り組みとして、インサイダー取引や独占禁止法、景品表示法等の関連法令についての勉強会を定期的を実施しております。

② グループ各社の経営管理体制に関する事項

取締役会において、四半期毎に全てのグループ各社の経営状況が担当取締役より報告されており、事業計画の進捗状況や重大クレーム、事故の発生の有無等を確認することで、グループ会社のモニタリングを網羅的に実施しております。

③ 取締役の職務執行に関する事項

当事業年度において、取締役会を18回開催し、経営に関する重要事項について審議、決定するとともに、月次で各担当取締役が職務執行の報告を行い、取締役の職務執行の状況について監督を行っております。

④ 監査役監査に関する事項

監査役は、監査計画に基づく監査を実施するとともに、当事業年度に開催された取締役会18回全てに出席し、稟議書その他の業務執行に関する重要文書を閲覧する他、会計監査人及び内部監査担当と連携し内部統制の整備状況及び運用状況を確認しております。当事業年度において監査役会を12回開催しております。

6 会社の支配に関する基本方針

当社では、会社の財産及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針は、特に定めておりません。

連結計算書類

連結貸借対照表

(単位：千円)

科目	第12期 平成28年9月30日現在
資産の部	
流動資産	11,354,902
現金及び預金	6,799,181
受取手形及び売掛金	1,059,042
有価証券	2,404,967
商品及び製品	577,447
仕掛品	5,462
原材料及び貯蔵品	268,867
繰延税金資産	119,929
その他	123,420
貸倒引当金	△3,415
固定資産	4,171,103
有形固定資産	2,472,327
建物及び構築物	877,061
機械装置及び運搬具	362,061
工具、器具及び備品	186,352
土地	929,988
建設仮勘定	896,071
リース資産	32,455
減価償却累計額	△811,663
無形固定資産	1,237,623
のれん	730,301
その他	507,321
投資その他の資産	461,152
投資有価証券	289,342
差入保証金	72,796
繰延税金資産	48,973
その他	50,039
資産合計	15,526,005

科目	第12期 平成28年9月30日現在
負債の部	
流動負債	1,611,645
買掛金	247,521
短期借入金	12,651
未払金	983,171
リース債務	4,110
未払法人税等	233,848
賞与引当金	17,520
その他	112,822
固定負債	491,630
長期借入金	59,468
退職給付に係る負債	10,069
資産除去債務	49,363
リース債務	3,825
繰延税金負債	368,905
負債合計	2,103,276
純資産の部	
株主資本	13,407,995
資本金	4,862,520
資本剰余金	6,685,910
利益剰余金	2,090,961
自己株式	△231,396
その他の包括利益累計額	△15,822
その他有価証券評価差額金	△213
為替換算調整勘定	△15,608
新株予約権	15,360
非支配株主持分	15,196
純資産合計	13,422,729
負債・純資産合計	15,526,005

(注)金額は千円未満を切捨てて表示しております。

連結損益計算書

(単位：千円)

科目	第12期 平成27年10月1日から 平成28年9月30日まで	
売上高		11,103,230
売上原価		2,966,454
売上総利益		8,136,775
販売費及び一般管理費		7,442,820
営業利益		693,955
営業外収益		
受取利息	28,483	
助成金収入	154,516	
受取手数料	30,620	
持分法による投資利益	23,532	
その他	19,372	256,525
営業外費用		
支払利息	2,312	
株式交付費	434	
その他	3,227	5,974
経常利益		944,506
特別利益		
新株予約権戻入益	54	54
特別損失		
減損損失	25,188	25,188
税金等調整前当期純利益		919,371
法人税、住民税及び事業税	398,287	
法人税等調整額	△144,343	253,944
当期純利益		665,427
非支配株主に帰属する当期純損失 (△)		△7,916
親会社株主に帰属する当期純利益		673,344

(注)金額は千円未満を切捨てて表示しております。

計算書類

貸借対照表

(単位：千円)

科目	第12期 平成28年9月30日現在
資産の部	
流動資産	10,074,641
現金及び預金	5,515,018
売掛金	988,768
有価証券	2,404,967
商品及び製品	306,290
原材料及び貯蔵品	326,586
前渡金	249,816
前払費用	58,677
繰延税金資産	31,895
その他	196,036
貸倒引当金	△3,415
固定資産	3,853,800
有形固定資産	765,068
建物	112,177
構築物	15,814
機械及び装置	6,192
車両運搬具	3,451
工具、器具及び備品	136,017
建設仮勘定	632,601
減価償却累計額	△141,186
無形固定資産	110,836
ソフトウェア	107,778
特許権	2,232
その他	825
投資その他の資産	2,977,895
投資有価証券	200,060
関係会社株式	2,256,587
関係会社長期貸付金	376,800
差入保証金	65,784
建設協力金	34,952
長期前払費用	7,217
繰延税金資産	36,494
資産合計	13,928,441

科目	第12期 平成28年9月30日現在
負債の部	
流動負債	1,169,860
買掛金	299,207
未払金	713,317
未払費用	55,863
未払法人税等	48,704
前受金	29,148
預り金	23,372
その他	247
固定負債	45,334
資産除去債務	45,334
負債合計	1,215,194
純資産の部	
株主資本	12,696,901
資本金	4,862,520
資本剰余金	6,685,910
資本準備金	6,685,910
利益剰余金	1,379,867
その他利益剰余金	1,379,867
繰越利益剰余金	1,379,867
自己株式	△231,396
評価・換算差額等	985
その他有価証券評価差額金	985
新株予約権	15,360
純資産合計	12,713,247
負債・純資産合計	13,928,441

(注)金額は千円未満を切捨てて表示しております。

損益計算書

(単位：千円)

科目	第12期 平成27年10月1日から 平成28年9月30日まで	
売上高		8,512,742
売上原価		2,920,065
売上総利益		5,592,676
販売費及び一般管理費		5,211,158
営業利益		381,518
営業外収益		
受取利息	34,090	
助成金収入	84,183	
受取手数料	21,500	
その他	18,796	158,570
営業外費用		
支払利息	327	
株式交付費	434	
その他	3,083	3,845
経常利益		536,243
特別利益		
新株予約権戻入益	54	54
特別損失		
関係会社株式評価損	40,584	40,584
税引前当期純利益		495,712
法人税、住民税及び事業税	143,328	
法人税等調整額	△18,186	125,142
当期純利益		370,569

(注)金額は千円未満を切捨てて表示しております。

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月14日

株式会社ユーグレナ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
指定有限責任社員 公認会計士 中塚 亨 ㊞
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊞
業務執行社員

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、株式会社ユーグレナの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

連結計算書類に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に連結計算書類に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、連結計算書類の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による連結計算書類の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、連結計算書類の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての連結計算書類の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ユーグレナ及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

強調事項

会計上の見積りの変更と区別することが困難な会計方針の変更に記載されているとおり、連結子会社である八重山殖産株式会社の藻類生産設備に係る有形固定資産の減価償却方法については、従来、同社は定率法を採用していたが、当連結会計年度より定額法に変更している。

当該事項は、当監査法人の意見に影響を及ぼすものではない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成28年11月14日

株式会社ユーグレナ
取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ

指定有限責任社員 公認会計士 中塚 亨 ㊟
業務執行社員
指定有限責任社員 公認会計士 古谷 大二郎 ㊟
業務執行社員

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、株式会社ユーグレナの平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第12期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成27年10月1日から平成28年9月30日までの第12期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ①取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人有限責任監査法人トーマツの監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成28年11月22日

株式会社ユーグレナ 監査役会

常勤監査役 多喜良夫 ㊟
監査役（社外監査役）玉置雄三 ㊟
監査役（社外監査役）山内政幸 ㊟

以上

▶ 当社の事業について

●ヘルスケア事業

当事業では、石垣産ユーグレナ入り食品の製造及び販売ならびに石垣産ユーグレナを加水分解したユーグレナエキスを活用した化粧品の製造販売を行っております。原料製造は当社で行い、食品及び化粧品の製造は外注先に委託しております。販売については、食品は自社ブランドであるユーグレナ・ファームの商品の販売のほか、OEM取引先向けの受託製造等を行っております。化粧品は自社ブランド「B.C.A.D. (ビー・シー・エー・ディー)」シリーズやスキンケア新ブランド「one (ワン)」の販売等を行っております。



ユーグレナ・ファームの緑汁



飲むミドリムシ



B.C.A.D.シリーズ

●エネルギー・環境事業

当事業では、複数の大学・民間企業との事業提携及び共同研究体制を構築し、ユーグレナを活用した事業開発及び生産技術開発を行っております。燃料事業においては、原料となるユーグレナの培養技術に関する研究開発に加えて、バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化を目指して実証プラントを建設・運営する「国産バイオ燃料計画」を発表しております。



▶ ユーグレナカレンダー（2015年10月～2016年9月）

10月

メンズスキンケアシリーズ『B.C.A.D. HOMME（オム）トータルエマルジョン』を発売



2月

栄養豊富な藻（アルジー）を使ったパーティタイプのグラノーラ「アルジーバー」を発売



11月

微細藻類ユーグレナの継続摂取により関節リウマチの症状緩和を示唆する研究結果を確認

2015年
10月

11月

12月

2016年
1月

2月

3月

12月

2020年に向けた国産バイオジェット・ディーゼル燃料の実用化計画『国産バイオ燃料計画』を発表



12月

ユーグレナグループの八重山殖産が食品安全マネジメントシステム規格「FSSC 22000」を取得

3月

石垣産ユーグレナ入りの犬用「食欲ケアゼリー」を発売



3月

石垣市、自由が丘商店街振興組合、産業能率大学と当社4者間で連携協力協定を締結

3月

植物由来の油から炭化水素燃料を効率的に生成することができる研究結果を確認

4月

JA全農と微細藻類ユーグレナの飼料活用に向けた共同研究契約を締結

5月

都内初、ユーグレナプロデュースの飲食店「ユーグレナビアガーデン」を東急百貨店吉祥寺店にオープン!



5月

経済産業省資源エネルギー庁「平成28年度微細藻類燃料生産実証事業費補助金」にて株式会社ユーグレナが補助事業者として選定

5月

油を多く産生するユーグレナ変異体を選抜する品種改良法の開発に成功

5月

微細藻類ユーグレナのロタウイルス増殖抑制効果を確認

9月

国内最大級の燃料用微細藻類培養プールを三重県多気町に建設する『バイオ燃料用藻類生産実証プロジェクト』の実施を発表



4月

5月

6月

7月

8月

9月

5月

川島海荷さんを起用したテレビCMを放映開始



6月

初のヘアケアブランド「B.C.A.D. HAIR」よりシャンプーとトリートメントパックを発売



8月

東京大学、千葉大学と当社が行った研究成果が科学誌「nature microbiology」誌に掲載



5月

ユーグレナ入りサプリの新シリーズ『メディカプラス』を発売



5月

スキンケアの新ブランド『one (ワン)』より第一弾商品「one オールインワンクリーム」を発売



株主総会会場ご案内図

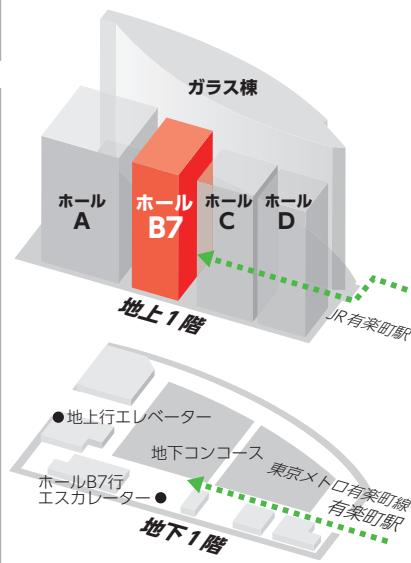
東京都千代田区丸の内三丁目5番1号

東京国際フォーラム ホールB7

※お土産等配布の予定はございません。



東京国際フォーラム 施設ガイド



交通手段のご案内

JR 山手線 京浜東北線
有楽町駅
国際フォーラム口より徒歩3分

東京メトロ
有楽町線 有楽町駅
D5出口より地下1階にて連絡 徒歩3分

〈ご参考〉

JR東京駅 丸の内南口より徒歩5分
(京葉線・東京駅4番出口より地下1階にて連絡)

東京メトロ	日比谷線	日比谷駅	徒歩5分	銀座駅	徒歩6分
	銀座線	銀座駅	徒歩7分	京橋駅	徒歩7分
	千代田線	日比谷駅	徒歩7分		
	丸の内線	銀座駅	徒歩5分		
都営地下鉄	三田線	日比谷駅	徒歩5分		

株式会社ユーグレナ



見やすいユニバーサルデザイン
フォントを採用しています。